



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 遺言執行停止仮処分を受けた場合の申告期限

—財産調査は可能として期限後申告に「正当な理由」を認めず—

遺産分割等に争いがあり、相続財産の範囲が確定しないうちに相続税の法定申告期限を迎てしまうことが少なくありません。期限後申告における「正当な理由」は非常に厳しい要件がありますが、公正証書遺言により多額の財産を遺贈されたものの、遺言執行停止仮処分の決定を受けたため期限後申告となってしまった事例をご紹介します。(平成14年3月26日高松地裁・Z888-0694)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

原告は甲の介護に従事していた介護人です。甲は平成6年10月7日に死亡しましたが、亡くなる2ヶ月ほど前に病院で作成した公正証書遺言で、原告に対し預貯金及び株式等、総額で3億円余りの財産を遺贈し、原告を遺言執行者に指定していました。

甲の妹で法定相続人である乙は、T地裁に遺言執行停止仮処分を申し立て、平成7年1月26日同仮処分の決定がなされました。その後、乙より遺言無効確認請求訴訟が提起され、最終的に平成11年4月14日T高裁において原告と乙との間で和解が成立しました。原告は、和解に基づき、平成11年8月4日、受遺財産1億5985万8336円、相続税額6064万5600円とする相続税申告書を提出したところ、当該申告書は、法定申告期限である平成7年6月7日を徒過して提出された期限後申告書であるとして、被告税務署長は無申告加算税303万2000円の賦課決定及び延滞税1843万4500円の督促処分を行ったため、原告が各処分の取消しを求めて提訴したものです。

原告は、本件仮処分により受遺財産への権利行使や財産調査を禁じられていたこと等を理由として、本件相続税の納税義務の成立時期は、本件和解が成立した日であり、本件相続税の申告期間の起算日は、その翌日である平成11年4月15日と解すべきであると主張しましたが、裁判所は、申告期間の起算日は関連法規の手続規定に従って解釈すべきであり、原告が主張する個別事情は、期限後申告における「正当な理由」(通則法66①)を検討する上で判断されるべきであるとして、原告の主張を排斥し、そして、下記の理由により本件期限後申告に「正当な理由」は認められないと判示しました。

- 1 相続税法は、納税申告後に相続税額に不足が生じたり、過大となる事態が生じた場合には、修正申告や更正の請求の手続が規定されており、相続財産の全容が未確定であっても、法定申告期限までに判明した範囲内で相続税の申告をすることが法律上予定されているものと解される。
- 2 原告は、甲の死亡日の翌日である平成6年10月8日から8か月を経過した平成7年6月7日までの間に、申告すべき相続財産についてある程度は具体的に認識し得たものと認められ、原告は、認識し得た範囲で納税申告し、後日、相続財産の範囲が確定した時点で修正申告や更正の請求によって対処できたというべきである。そうだとすると、原告が本件仮処分決定を受けていたとしても、原告は、本件受遺財産の範囲を認識し得たのであって、本件申告に特段の調査は不要であったし、本件仮処分決定にはそもそも財産調査権限を否定する法律効果はないので、原告には「正当な理由」がなかったと認められる。

原告は、法定申告期間の当時、納税申告に足る財産を有しておらず、担税力がなかった旨の主張もありますが、裁判所は融資を受けて対処する可能性があるとして、その主張を蹴っています。

… (税法データベース編集室 正木洋子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4版16枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますのでご一報ください。